

第3編 介護保険事業計画

介護保険事業計画は、地域の実情等に応じた介護サービスが提供されるよう、要介護認定者数や必要な介護サービスの見込量を確保するための方策等を定めるもので、介護保険料の算定の基礎となる計画である。

第5期計画は、第3期、第4期計画の延長線上に位置付けられ、第3期計画策定時に定めた平成26年度（2014年度）までの目標を達成する仕上げの計画となる一方、高齢化が本格化する平成27年度（2015年度）以降での、高齢者が地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムを構築するために必要となる、①認知症支援策の充実、②医療との連携、③高齢者の居住に係る施策との連携、④生活支援サービスの充実といった重点的に取り組むべき事項を計画に位置付ける等、段階的に計画を充実・強化させていく取り組みをスタートする時点となる。

本計画では、特にできるだけ住み慣れた地域での在宅生活継続という観点から、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス等の新設サービスを含んだ地域密着型サービスの基盤整備に重点を置いた。

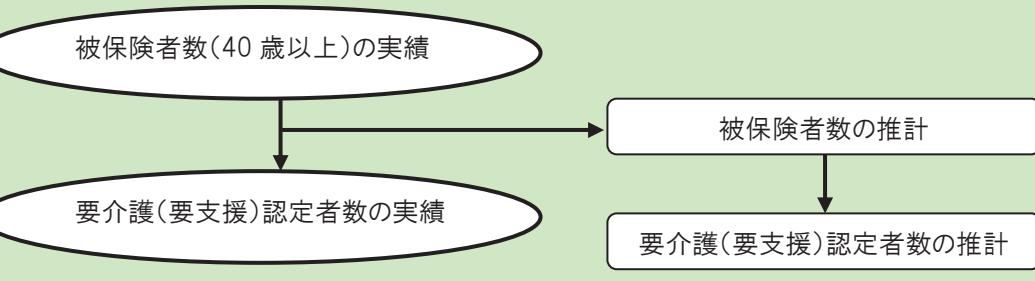
また、介護が必要になっても、地域で安心して暮らすことができるよう、介護保険サービスの量と質の確保に努めるとともに、介護保険事業を円滑に運営するために、介護給付の適正化、低所得者への支援及び事業者への適正な指導監督などを行う。

以上の取組により、介護を必要とする高齢者が「安心して住み続けられるための介護サービスの充実」を図るとともに、よりよい介護サービスを提供するための「介護保険制度の円滑な運営」を推進していく。

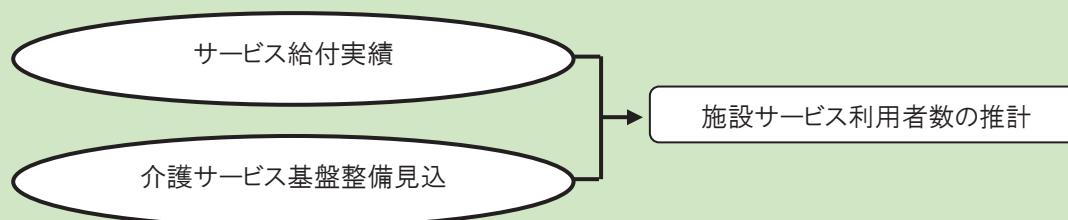
○事業量の推計に当たっては、以下の手順により推計した。

図3-1 事業量推計手順(介護給付等対象サービスの見込量推計手順)

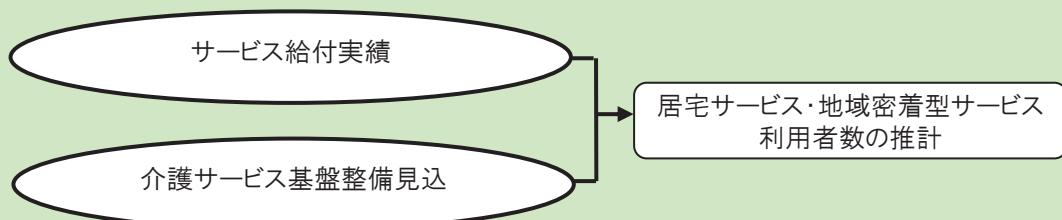
A 被保険者及び要介護（要支援）認定者数の推計



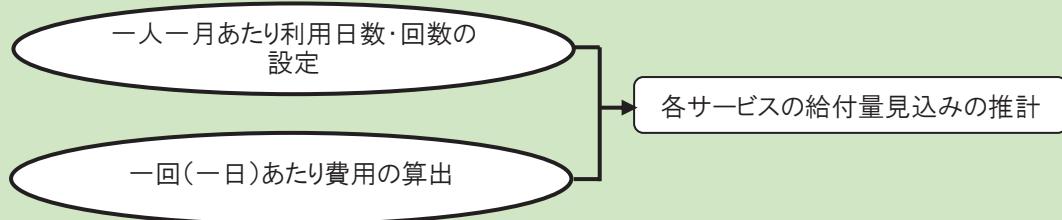
B 施設サービスの利用者数の推計



C 居宅サービス・地域密着型サービスの利用者数の推計



D サービス給付量の推計



E 総給付費用の推計

総給付費用の推計(3か年)

- 総給付費＝施設サービス等の利用者数見込×サービス利用一人一月あたり給付額×12か月×3か年
- +居住系サービス利用者数見込×サービス利用一人一月あたり給付額×12か月×3か年
- +各介護予防サービス等/居宅サービス等の供給量見込み×サービス利用一回(一日)あたり費用×12か月×3か年
- +その他の給付費(居宅介護支援費、介護予防支援費、地域支援事業に係る費用等)

第一号被保険者の保険料額を推計